

庁舎の規模 (34,500㎡) について

「当面のまとめ」では、庁舎規模を35,000㎡としましたが、今回34,500㎡に変更しました。

この度策定された「第三次町田市定員管理計画」では、新行財政改革プランに基づき職員数を削減する計画を立て、2008年度（推計人口約42万人）の職員1人当たりの住民人口を178人とし、職員数の見直しを行いました。

この計画に基づく本庁舎の職員数から、総務省の「庁舎標準面積算定基準」により算出した結果、事務室等面積は33,000㎡となりました。さらに防災センター及び市民利用施設面積の1,500㎡を加え、34,500㎡としたものです。

図2 検討対象案の比較

案	イメージ図			庁舎の規模 (庁舎建設後)
	～10年	20年	～50年	
A案 (現庁舎耐震補強案)	現庁舎	現庁舎に十分な耐震補強を行う	しばらくこのまま使う (分散化継続) 20年後に建替える	分庁舎 5,000㎡ 本庁舎 29,500㎡
B案 (南側別棟案)	現庁舎	現庁舎に十分な耐震補強を行う	分庁舎の一部存続 南側に別棟を増築する 20年後に現庁舎を建替える	分庁舎 5,000㎡ 本庁舎 29,500㎡
C案 (段階建設案)	現庁舎	分庁舎の一部存続 南側に別棟を増築する	できるだけ早く現庁舎を建替える	分庁舎 5,000㎡ 本庁舎 29,500㎡
D案 (移転案)	現庁舎	森野二丁目用地に新庁舎を建てて移転		分庁舎 0㎡ 本庁舎 34,500㎡

(1) 面から続く

(2) 当面のまとめ…問題点に対する検討結果

(3) 庁舎問題検討委員会(以下委員会)では、前項のような問題点に対応するため、建替えや移転も視野に入れて、A案(現庁舎耐震補強案)、B案(南側別棟案)、C案(段階建設案)、D案(移転案)の4つの案(図2)を比較検討し、本年7月、その結果を「当面のまとめ」として公表しました。

この「当面のまとめ」では、

1. 建替えや移転も視野に入れて、抜本的な対策を講ずる必要があること
2. A案、B案、C案、D案の4つを比較検討した結果、相対的に概要を掲載)などを参考にして

(4) 「当面のまとめ」以降の審議経過

委員会では、「当面のまとめ」以降に寄せられた市民の意見、7月27日に行われた公聴会での意見、また市が行った市民アンケートの結果(広報まちだ10月21日号に概要を掲載)などを参考にして

3. 今後委員会は、移転するとして、建設等が市財政に与える影響はどのようであるか、また、町田市の行政運営はどのような方向性をもつべきか、などを検討すべきこと

3点を要点としています。

2. 4案の比較

(1) D案(移転案)の移転候補地

改めて4案を比較するにあたり、より具体的な検討を行うため、D案(移転案)の場合の移転候補地について問題整理を行いました。

(2) 費用負担の比較

4つの案について、費用負担の比較を行いました。初めに、庁舎の建設費について比較してみました。それぞれの建設案のイメージ

(3) 3面に続く

大規模な公共施設建設の財源として市が借り入れるお金で、その返済が長期にわたるもの。建設時の市民だけでなく、将来の市民にもその経費を負担してもらおう意味をも、その元利償還金(公債費)は義務的経費となる。

注3 地方債

注4 積立金

注5 一般財源

注3 地方債

注4 積立金

注5 一般財源

注3 地方債

注4 積立金

注5 一般財源

表4 移転候補地の検討結果

項目	学校跡地*	後田小学校予定地	木曾山崎公園	町田リサイクル文化センター	町田駅前の再開発(旧富士銀行を含めた一帯)	サン旭体育館を含めた一帯	田舎町	森野二丁目公共公益用地
候補地面積	約13,000㎡ ～18,000㎡	約19,000㎡	約20,000㎡	約82,000㎡	約12,000㎡	約32,000㎡		約18,000㎡
都市計画法上の規制	第一種中高層住居専用地域、一団地の住宅施設としての指定あり	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、一団地の住宅施設としての指定あり	準工業地域、ゴミ焼却場としての指定あり	商業地域	第一種低層住居専用地域、都市計画公園		近隣商業地域
使用状況	倉庫等	スポーツ広場(少年サッカー場)	野球場、サッカー場等	ゴミ焼却場	駐車場、商業施設、住宅等	体育館、野球場		観光バス・タクシー発着場、撤去自転車一時保管場所
周辺の状況	中高層団地の地域内	駐車場・戸建て住宅地域	中高層団地の地域内	緑地・戸建て住宅地域	駐車場・商業ビル・低層住宅地域	低層住宅地域・工場		商業ビル・高層マンション・一部戸建て住宅地域
交通アクセス(町田駅から)	バスで約10分	バスで約15分	バスで約10分	バスで約20分	徒歩1分	バスで約10分		徒歩7分
用地の確保								
法令上の建築可能性	x	x	x	x		x		
交通アクセス・利便性								
実現性	可能性が低い							可能性が高い
備考	現行の用途地域では建築不可(都市計画法上、一団地の指定あり)	現行の用途地域では建築不可(良好な住居の環境を保全する地域)	現行の用途地域では建築不可(都市計画法上、一団地の指定あり)	都市計画法上ゴミ焼却場としての指定がされており、他の施設への転用は難しい。	小田急町田駅北地区のまちづくりの構想(交通ターミナルの整備等)があるが、実現するとしても長時間を要する。	現行の用途地域では建築不可(都市計画公園に指定されている)		駅から徒歩圏内、用地も確保済、必要規模のものが建築可能。

* : 適合 : 適合(一部) x : 法令上不適合
 *: 統合により廃校となった学校跡地で緑が丘小、本町田西小、忠生四小、忠生五小、忠生六小の5校を対象とした。
 建築可能な用途地域は第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。
 移転候補地の選定・・・これまでの委員会、公聴会での意見陳述及び町田市新庁舎問題庁内検討報告書の中でとりあげられた場所。

図3 建設費とその財源

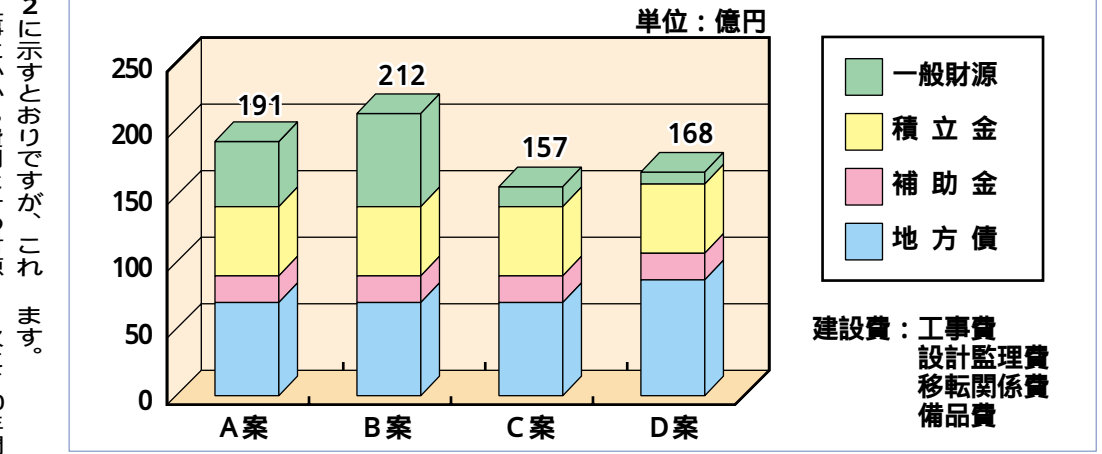


図4 50年間の資金負担額(積立金・一般財源)

